

第二十四回 参議院社会労働委員会會議録第二十三号

(三二六)

昭和三十一年四月十三日(金曜日)午後一時二十五分開会

委員の異動

本日委員加藤武徳君、草葉隆圓君、紅露みづ君、高橋進太郎君及び相馬助治君辞任につき、その補欠として杉原荒太君、斎藤昇君、小澤久太郎君、雨森常夫君及び久保等君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 重盛 壽治君
理事 高野 一夫君
谷口弥三郎君
山下 義信君

委員

雨森 常夫君
小澤久太郎君
斎藤 昇君
杉原 荒太君
寺本 廣作君
深川タマエ君
横山 フク君
久保 等君
平林 剛君
大和 与一君
山本 経勝君
田村 文吉君
森田 義衛君
長谷部ひろ君
永岡 光治君
倉石 忠雄君
労働大臣 倉石 忠雄君
委員外議員 国務大臣

政府委員

労働政務次官 武藤 常介君
労働大臣官 房総務課長 村上 茂利君
労働省労働局長 中西 實君
事務局側 常任委員 多田 仁巳君
会専門員 石黒 拓爾君

説明員

労働省労働局長 石黒 拓爾君
労働法規課長

本日の会議に付した案件
○公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○労働情勢に関する調査の件
(駐留軍労働者の失業対策確立及び労働基本権の確立に関する件)

○理事(山下義信君) これより社会労働委員会を開会いたします。

御報告申し上げます。まず、委員の異動を報告いたします。四月十三日付をもって相馬助治君が辞任され、久保等君が選任されました。同日付をもって加藤武徳君が辞任され、杉原荒太君が選任されました。同日付をもって草葉隆圓君が辞任され、斎藤昇君が選任されました。同日付をもって紅露みづ君が辞任され、小澤久太郎君が選任されました。同日付をもって高橋進太郎君が辞任され、雨森常夫君が選任されました。

次に、四月四日、衆議院から予備審査のため本院に送付になりました衆議院議員岡長一君ほか十二名提出の健康保険法等の一部を改正する法律案

は、四月七日、委員会において議決を要しないものと決定いたしました旨の通知がございました。

右御報告いたします。

○理事(山下義信君) これより日程に入ります。公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案を議題といたします。

お諮りいたします。委員外議員永岡光治君から発言を許可されたいとの申し出がございました。これを許可することに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○寺本廣作君 異議はないのですが、昨日の質問でちょっとだけ私ただしておきたいところがあります。それを先にお許しをいただきたいと思っております。

○理事(山下義信君) それをその前にしていただきますから……。

御異議ないものと認めます。

○寺本廣作君 きょう、大和さん、平林さんが見えなくなっている。非常に都合がいいのでありますが、お見えになつておりませんので、同様であられる永岡さん、久保さんお見えになつてくるから、お伝えいたただけのことと思つて質問いたしますから、御了承いただきます。

昨日、大和さんの御質問に労働局長が答弁された中で、私の聞き誤りでありましたか、ちよつとふに落ちぬところがありますので、その点確かめさせていただきます。

と申しますのは、公共企業体等労働委員会の委員の構成について、労使三・三となつて、公益が五人となつておる。この点については、原案審議の過程において、労働側は必ずしも賛成でなかったのではないかとこの質問に對して、それを肯定されたような答弁があったと思ひます。しかし、この法案審議の資料として私どもがちょうだいしております資料の中に、この審議の答申がございしますが、それによれば、労働側の反対のあつたところは反対、経営側の反対のあつたところは反対と、こう書いてございします。そう書いてない部分は一応双方の御賛成のあつたものと、われわれはこういふふうにとつておつたのでございします。今の委員の構成の点は、どちらにも御反対はなかつたように書いてあるもので、一応私どもはこの点はまあ双方の御賛成があつたものと、こういふふうにとつておつたわけでございます。この点、反対があつたのか、なかつたのか、あるいは昨日ほかの問題で、その公益委員の中で、たとえば常勤の者を置くという点については、全く意見がなかつたのだが、御反対はないものと認めて、答申の中に事務的に書き入れたというふうなことがございましたが、それと同じ性質のものか、その点を明らかにしていただきたいと思ひます。

と申しますのは、これは大臣の御答弁の中にも、この法律を国会に出すに當つての大臣のお心持として、労働側の反対を押し切つてまでやるべきものと思ひぬし、そうやるつもりもない、こういう御答弁がございました。労働側の非常な強い反対があつたということであれば、大臣のその御答弁の趣旨にも合ふぬように思ひますので、この点一つその経緯を明らかにしていただきたいと思います。

○政府委員(中西實君) ただいまお話しのようにふうにお考えになつたのも御無理ないかとも思ひますが、実はこの答申は相当の項目がございしますけれども、しかしながら、やはり最も論議があるおもしろいところにつきまして、答申がなされておりました。細部の点につきましては、特に論議がございせんでした。そうして、お話の今の委員会の人数の問題でございしますが、この点につきましては、たしか審議会の会議中でございしたか、あるいは普通の議論のときでございしたか、まあ五・五・五だろふなというふうな話が出たような氣もいたします。しかしながら、こういつた細部の点につきましては、一応立案する事務の方に委ねていただいたというふうな、われわれとしては理解をいたしておるのでございます。従つて、たとえば委員会の地方の構成の問題、これあたり相当重要な問題がございしますけれども、特に答申にはありませんで、一応立案する場合の事務にまかせられたというふうに考えております。今の常勤の問題につきましては、当時は全然話題になりませんでした。後ほど立案の際にいろいろと考えまして、やはり必要だとい

うことで、入れたらうな次第でございます。

○寺本廣作君 もう一点だけ。まあ包括的に御委任があつたものとして、こゝういふ答申書をまとめたものというところでありますから、労使の強い賛否の意見の分れた部分でないということとはたまたまの御答弁で了承いたしました。

もう一つ、きのうこれは平林さんでしたかの御意見の中に、この公共企業体労働委員会の構成のやり方では、調停に携わつた公益委員が仲裁に入らなければならぬような構成になるのじやないかという御指摘がありました。承つておつて、なるほどそのうたいうことを考えたわけでありまして、現在の制度のまま、労使三人で公益が調停委員会に三人、仲裁委員会に三人、三・三・六、現在のままの数字を踏襲されるという事になれば、この法律によつて、調停委員会の調停委員の各側の数字の最大が三でありますから、公益委員は三人しかそれにタッチしないことになる。すると、残つた三人は、必ずまあその事件に関係せぬ者が三人だけリザーヴできるということになりますので、むしろ数字としては、平林さんの議論を通せば、三・三・六の方が筋の通つた数字になるのではないかとこのうふに考えますが、この点御再考の余地がありますかどうか、お伺いしたい。

○政府委員(中西實君) 実は立案の際その話も出たのでございます。今まで三・三・三それに仲裁が三、従つてそれを合せば三・三・六、それもいじやないかという話もあつたのでございしますが、しかし何分にも公益

委員で決をとる場合もございまして、その場合に偶数というのは従来からあまり例もなかつたというやうなことで、ここに機構簡素化というやうな点から一人減らして奇数の五という点にしたわけでございます。

なお、この調停をやつた者が仲裁になるという点につきましても、いろいろ検討したのでございしますが、すでに一般の労働委員会、中央労働委員会、地方労働委員会、これにおきましてもやはりダブルという点もときにはあるが、しかしそれは特に支障にはならない、場合によつては事情のわかつたのが一人か、あるいは二人入るという点の方が円滑に処理せられるのじやないかという点で、すでに例もございしますので、その点につきましては差しつかえないのじやないかというふに考えております。

○大和与一君 私が来る前に寺本委員から巧みな誘導質問があつたかもしれませんが、昨日私にお答えをいただいた議事録は消えていないわけですか。寺本委員も、きのうお話ししたところは、大臣と同じように審議会でもとつたものだけが出てきているのだから何も反対せぬでいいじやないか、こゝういふお気持ちであつたので、これは間違いない、大臣と同じ。またとつたものが出ていないので、それで私はそれだつたらいいけれども、どうもそれが明らかに違ふのだから、違ふとか違ふねとかいふことを言つてゐるのじやなくて、一つ大臣のお気持ちからいつてもとつたものをやりたいというので、あえて反対を押して断行するという気持はないというのを本会議でちゃんとお答えになつてゐるのだから、そ

うだつたら、それこそ一つ再考いただければ話が円滑に進むからその方が万事宜しい、だから一つぜひお願いしたい、こゝういふ建設的、きわめて進歩的な御意見を申し上げたつもりなんです。それをまた寺本委員がこゝで包括的ななんというまい言葉で全部それは審議されたものと認めるやうな御発言がある、またこれは話が少しややこしいことになるのですが、この辺で一つ大臣はその点については一つまあ考へるというふにすれば、これは話が急に進むのですが、いかがでござい

ますか。

○國務大臣(倉石忠雄君) 考へる……。

○大和与一君 その例の委員の構成と常任のことですね。これについては審議をしていない、審議会では。明らかに審議をしていない。だからそのうなと、これに対して組合側の方もこの点とはなり込んでいた例があるわけですね。労政局長のところへ。そゝういふうな強い反対があるのだったら、それを固執しないで、委員会の構成は五・五・五、あるいは常任というところがそんないやだつたらせんでもいいじやないか、これくらいは堅持に、これは大したことじやないから、なつていただくと話はどうも少し円滑に進む、こゝういふことになるのですが、なお一つ御再考の余地ございせんか。

○國務大臣(倉石忠雄君) その点は、いきさつについては今労政局長から申し上げましたやうなことでして、まあ中には若干御異議のある方もおいでであつたやうであります。総括的にはそれほど強い何もなく、こゝういふことでこの法全体をまとめるためには、まあこの辺のところでは我慢をし

ていただくのが一番まとめやすいのではないか、こゝういふことで原案を作つたわけでありまして、ですからどうぞ一つその点を御了承願ひまして、御賛成をお願いしたいと思ひます。

○大和与一君 もう一つ。そゝうなると、やはりきのうお話しやつた大臣の私に對するお答えと、労政局長のお答えは明らかにもうはつきり食い違つてゐるわけですね。大臣はまとまつたものだけをとりまとめたのだからとおっしゃる。それで私は、そのまとまつたうぢというのとは二つの審議を労政局長に聞いた、それは審議してない、まあ話題くらいにはなつたやうな気がする、この程度の速記録だつたと思ひます。そゝうすると違つたままではこれは強引に押し切る、こゝういふことになり

ますかね、これは。

○國務大臣(倉石忠雄君) 非常に對立して、二つともさつちもいかなくなつたというふなことでもないことはあるなとも御存じの通りであります。今お話し申し上げましたやうな経過で、たとえば四三三三三でも、まとまらな

い点はまとまらないうに法体系を整えていくより仕方ない、こゝういふやうな程度の考え方でありまして、従つて私どもとしてはこの点につきましてはいろいろお話しもしましたが、まあ今回の原案の程度で一つごしんぱう願ひたい、こゝう思つております。

○委員外議員(永岡光治君) ただいまの点に多少関連しますけれども、数の問題はこゝの……。任命の形式ですが、この第二十条で、委員の任命の第二項ですか、この中で、「公益委員は労働大臣が使用者委員及び労働者委員の意見をきいて作成した委員候補者」ということになつて、倉石労働大臣がこの改正でいよいよ実施される場合には、この意見を聞くというのはい具体的にどんな聞きやうをするのですか。それでそれほどの程度入れるのですか。具体的に私はそれを知りたい。

○國務大臣(倉石忠雄君) 事務的にはとにかくいたしまして、あとで必要ならば事務当局から申し上げますが、私どもとしては大事な仲裁委員の選任でございまして、両者の御意見を十分承つて、そゝうして納得のいくやうに御説明を申し上げて、そゝうしてしかる上その名簿を国会に提出をいたして御賛成を願ひ、こゝういふやうにやりたいと思つております。

○委員外議員(永岡光治君) そゝうしますと、たとへばですね、五人の委員をこれ——かりにこの法案が通るとなると——選ぶわけですが、おそらくあなたが実際に行われる場合には、何名を労働者側委員に推薦させ、また使用者側委員に何名推薦をさせますか。意見を聞くのですか。その際に具体的にどうするかを私は聞きたいのです。具体的にどういふ方法でやられるのか。

○政府委員(中西實君) 公益委員は五人でございしますが、本来こゝういふもの名簿は、まあ常識からいいますと、約半数を出すのが普通かと思ひます。しかしそれは労使の委員の御意見で、

あるいは三倍という御希望があれば三倍出してもいいと思ひますし、まあ倍程度あるいは倍以下で大体その中から一応これは賛成だというふうに、御意見がいただけるのじやないかというふうに考えております。

○委員外議員(永岡光治君) そういいますと、たとえば労働大臣が一応案を用意するわけですね、何人かは。その中にこれは非常に困るのだと、この人はだめですよと、かりに労働者側委員の方からそれがあつた場合には、それは削りますかどういたしますか。

○政府委員(中西實君) 具体的の場合になりますとなかなかむずかしいですが、もう絶対いけないうようなのはまずそれを無理々々というよりは、これはこの委員会の性格からいいますと無理じやないかと思ひます。

○委員外議員(永岡光治君) そういうことになりまうと、結局は意見を聞くというても、この意見を聞くというのとは、従来推薦されておりましたね、両者の意見を聞いておりましたも、相当強く反映されておつたわけですが、従来、この改正前と大体同じような意向ですね。数は五人であるけれども、形式は若干違つてくるけれども、精神は従来と同じように運用されていかれるものと、こゝ解釈してよろしうございしますか。

○政府委員(中西實君) この法文の方式でいきたいと思います。従来は法文はともかくとして、たとえば調停委員会のごときは労使の委員の同意というふうに現行はなつておりました。が、そのうちの組合の御意向等を非常に聞いてやつておつたようなこともございしますが、これは非常なる混乱が

起りますので、やはり一般の労働委員会がやつておられますように、法文通りに労使の委員の意見を聞くこと、しかし意見を聞くとはございしますけれども、十分に聞いて、御反対の分はこれは無理してはとてい、妥協はできないものじやなかろうかというふうに考えております。

○委員外議員(永岡光治君) その精神は大体わかりましたが、そうすると、意見を聞くというところは単なる参考意見でなくて、十分意見を聞いて、その意見が非常に強い反対の意見であるならば、そういう反対のものについてはこの候補の名簿から一応除くと、こゝいうことになる。こゝいうようですね。もう一度その点を明確に私は御答弁いただきたいと思ひます。

○政府委員(中西實君) これは非常にまあこの間から御心配が強いようございしますけれども、しかしこの委員会の性格をお考えいただければ、そんな一方の無理な妥協はあり得るはずはないのでございまして、非常に強い御反対があれば、そういう方を任命してもこの委員会の運営はできないし、労使の信頼を得ない委員会などは存在価値もございしません。その点の御心配はなからうかと思つております。

○委員外議員(永岡光治君) なおこれには心配ありますけれども、われわれの信頼をする労働大臣その他でありますから、ぜひただいまの御答弁のうちに、十分これを運営してもらふように特に要望いたしておきます。

もう一つ、これもすでに質問がされたかと思ひますけれども、改正の三十五条の委員会の裁定の問題ですが、一委員会の裁定に対しては、当事者は、双

方とも最終的決定としてこれに服しなければならず、「まあこゝまでは従来と同じです。」「また、政府は、当該裁定が実施されるように、できる限り努力しなければならぬ。」「というこれを入れた精神ですね。具体的にどういふふうに運用されるのか。私はたとえば裁定が出たと、国鉄の調停案に對してはすけれども、月額二千円のベース・アップしろと具体的に出したと、その際にどういふしかもその給与予算は足りなかつたと、給与予算は二千円をまかなうだけの給与予算が組まれていないと、こゝいう際にどういふ具体的の方法をとるのでございしますか。

○政府委員(中西實君) その際の經理の事情によつていろいろ違ふかと存じますが、しかし三十五条でこの条文が入りましたのは、一つは、従来からもちろん仲裁裁定は政府においても尊重すべき筋合いのものでございしますが、今回委員会の制度も変り、また委員の任命方式も変り、形式的にも權威が高まり、実質的にもつばな人が任命されるというよりなことで、いよいよよさらに政府としましては裁定が実施されるようにできるだけの努力をする、こゝいうことが言明されたわけございします。従つて、これとさらに具体的に付則の方にございします給与総額をこえる裁定の場合に、一般会計法規による手続、従ひまして、できるだけ費用の運用に支障のない限り実際に金の足りない分は流用等によりまして実施できるように努める。しかしながら、たとえば非常に多いものがある、従つて給与に回し得るものがある、ただしかし予算上に額がない、で、流

用ではまかなえないというよりな場合には、これは政府としまして補正予算を組むというよりなことにもなりましよう。いろいろそのときのケース、ケースによつて違ふかと思ひます。が、要はその企業体の運営、經理内容等を勘案して、できるだけだけの努力によつて裁定が実施されるようにするといふ趣旨でございします。

○委員外議員(永岡光治君) そういいますと、従来でも予算上の流用を認めて私は実施をしておつたのではないかと思ひますが、その点はどうですか。その点はどう變つたのでしょうか。

○政府委員(中西實君) 従来は給与総額というのがありまして、これにひつかかる場合にはすべて不可能だといふことで、流用の問題なく国会に付議しなければならぬといふことでございします。今度の改正によりますれば、支障ない限り流用が認められる場合、それは流用を認めますと実施可能といふことになりまして、給与総額をこえてもこれは国会の補正を待たずして実施できるということになるわけございします。

○委員外議員(永岡光治君) そこでさらに具体的に伺ひたいのですが、今御答弁になりました予算上の移流用といふのはどの程度をさすのですか、この移流用の対象になる款項目にいろいろありましようが……

○説明員(石黒拓爾君) 三公社につきましては、各項目にかかわらず流用が一般的に認められておりますから、法律的に申しますならば、移流用の許される範囲といふものはございしません。もつぱら事業経費ということになるの

でございします。五現業につきましては、款項が分れておりますので、このうち流用を認められた款項に限る、こゝいうことになるわけございします。が、実質的には事業勘定はほとんど一本にまとめられておりますので、法律的にいつて移流用できる範囲といふものは非常に広いものであると思ひます。

○委員外議員(永岡光治君) 今の答弁をもつていたしますと、三公社については実質上項目の制限といふものはないから、これは青空と同じことだと、こゝいうことになるわけですね。そうすると、そこで制約を受けるのは一体何か。制約を受けるのは一体何かとこゝいうことになるのでしょうか。その制約はどの程度受けるのでしょうか。この移流用してはならないといふその制約が出る場合はどういふ場合でしょうか。移流用で限界が出てくるかと思ひますが。

○政府委員(中西實君) 一番の制約は本来の企業運営、これに支障が生ずる、それ以上の限度をこえた移流用といふものは、これはやはり許さるべきじやなかろう、こゝいうふうに思ひます。

○委員外議員(永岡光治君) そうすると、この企業の運営に支障を来たさないといふと、これはきつめてばく然とした表現で、おそらくどういふものでもこれは支障があるのだと言つてしまえばそれでおしまひになつてしまふのですね、一にかかつてこれは経営者当局の自由裁量にまかせなければならぬといふことになつてしまつて、非常に幅の広いものになつてしまつて、運用によつては全然出されないし、運用に

よつては、十分そのまま国会の審議を待たずして全部できると、こういうことになると思ふのですが、何か、その辺のところを制限されるような何らかの方法はないのでしょうか。どういふ方法でこの際は、それは運営上支障があるとかないとかいう判定は、たとえば調停仲裁委員でしようかね、仲裁委員というものが、これはたとえば電電公社についてはこれをのんでも経営に支障がないのじゃないか、ところが公社の方ではあると云う、その際には仲裁委員会の意思は通らずに公社の意向が生きてくるのか、それとも仲裁委員会の認定が生きてくるのか、どちらになるのですか。それは非常に私にはわかりにくいと思ふのですがね。

○政府委員（中西實君） おっしゃる通りに、認定は非常に困難な場合がございます。そこで、その際のはり事業運営と仲裁認定の尊重との兼ね合いの問題でございまして、その際に、今度の改正による政府の努力義務といううなものも非常に精神的に生きてくるのじゃないか、従つてこの裁定を実施するに於いての流用は、行政管理をもちまして、法規裁量ではございせんけれども、しかしながら非常に法の趣旨からいまして裁定に當つては約束を受けるという事は確かだろつと思ひます。

○委員外議員（永岡光治君） これは実に私はむずかしい条文の解釈になると思ふのですが、実際に会計を預かつているものの立場から検討してみると、できるようなものもあるし、全然できないものもある法律の解釈になつてくるわけですが、そこで端的に一つの例を取り上げてお尋ねしてみたいので

すが、この五現業の場合について、実際法律上これが移流用できないといううな制限をされることはほとんどないだらう、非常に幅広いものになるだらうというお話がありました。具体的に申し上げますと、物件費それから建設費等はこれもやはり移流用の対象になるかどうか。たとえば郵政事業を例にとつた場合、具体的に聞いた方が早いと思ふので……

○政府委員（中西實君） 移流用をあらかじめ制限している費目につきましてはこれは補正予算によらなければなりません。その移流用を禁止している費目につきましては、これは公社、現業によつて違ひますので、なおその費目についてお答えの必要がございましたら、さらに説明員から御説明いたさせます。

○委員外議員（永岡光治君） それではもう一度、これについて移流用の制限の問題がありますが、これは大蔵大臣と相談すれば、移流用を認める項目が規定されていふと思ふのですが、そのときに大蔵大臣の一任で、いや、その流用をやられては困るぞという制限は、この場合には受けずその裁定は実施される、こう解釈していいのですか。

○政府委員（中西實君） 会計の一般原則ははずれないのであります。従つてはつきりこの予算総則でははずれますのは給与総額の制限ははずれる。しかしそれ以外の一般手続は、これは総則にありますが手続によつてやる、こういうことになりまふ。

○委員外議員（永岡光治君） たとえば昨年の暮れの場合、〇・二五ですか、増額いたしましたけれども、これは補

正は組まなかつたはずですね。組んでおるかどうかが私忘れましたが、たしか組まなくて出したのじゃないかと思ふのですが、その際に、あれは給与総額をやはりこえていふと思ふのですか。

それと、給与総額はこれでもこえてもいいといふことを言つてゐるわけですか。それと、移流用でもつて制限をするといふことになる、今度の場合でも年末一時金の場合、それから春季の一時金の場合でも、私はおそろしく給与総額はこえていふと思ふのです。こえていふ結果になつていふと思ふのです。そういう場合には、大蔵大臣と相談をして、大蔵大臣がよろしいといふことでその移流用を認めておつたと思ふ。従来そういう方針で、会計法上もそうなつておりましたが、私の聞きたいののは、たとえば郵政事業あるいは林野事業にいたしましても、この費目はこつたしたい、こう考へておる、ところが大蔵省の方ではそれは困る、そういう移流用をされては困る、こつたといふことがしばしば言われてきていふので、この点は実現できなかつたことが多々あると思ふのですが、そういう大蔵大臣の事この裁定実施に關する限りは、その主管官庁である官庁がこれだけ出した、あるいはまた、これはまあ公社にはほとんどその例がないといふ御返事でありまして、これはそのまま受け取ることにはいたしまして、官庁関係については、こつたといふ移流用をいたしたい、こつたといふ出があつた際に、それは困るということを大蔵大臣は絶対に言えない、こつたといふ精神のものが、この解釈していいわけですね。

○政府委員（中西實君） あゝの一時金〇・二五の場合でも、給与総額をこえる措置はいたしてありません。それをこえる場合には、どうしたつて補正を組まなければいけない。ただ、全体的に金額としてふえるといふふうにお感じなのは、給与総額でまかないまして、その余の分につきましては業績手当、これは業績手当は給与総額に關係いたしません。その方の方で出してゐる。給与総額をこえる措置は絶対いたしておらないといふふうに存じております。

る措置はいたしてありません。それをこえる場合には、どうしたつて補正を組まなければいけない。ただ、全体的に金額としてふえるといふふうにお感じなのは、給与総額でまかないまして、その余の分につきましては業績手当、これは業績手当は給与総額に關係いたしません。その方の方で出してゐる。給与総額をこえる措置は絶対いたしておらないといふふうに存じております。

○委員外議員（永岡光治君） それでは、もちろんその移流用について従来大蔵大臣が制限いたしておりましたね。了解を得なければ移流用できない。この裁定実施に關する限りは、大蔵省は、主務官庁からそういう申し出があれば、はあさうでございましてかといふことでもつて認めるだけであつて、大蔵大臣の意思によつてこれが曲げられるといふことではない、こつたといふ精神であるべきではないかといふことを、私は今まであなたがたの解釈からその解釈されるが、そういう解釈が正しいか、こつたといふことではございまして。

○政府委員（中西實君） 今のお尋ねでございましてけれども、三十五条の規定によりまして、大蔵当局の考え方というものも一段と今おつちやつたやうな気持ちにはなつておる。しかしながら、必ずややはり大蔵大臣が無条件に全部認めるという事は法律的には義務づけられておりません。

○委員外議員（永岡光治君） そうなりますと、やはり結局は大蔵大臣の制約を受けるのでありますから、ただ規定はしてゐたものの、そう大した効果はないといふことになるわけですね。その問題もありませんが、ただいまの御答

弁の中で、給与予算総額はふやさない、しかし他の業績手当等の方では給与予算総額の中に私は含まれておると解釈してありますが、含まれておりませんか。

○政府委員（中西實君） これは予算総則でははずれております。

○委員外議員（永岡光治君） はずれておりますか、それでは業績手当の費目の中にどんなふうに入れるかはあり得るわけですね。たとえば一番いい例は建設勘定です。これは人件費がかなり含まれております。だからそれは人件費といふものは給与の中に入れるのだといふことで移流用したいといふ申し出があつた場合には、大蔵大臣はそれはいやだといふことを言えない、こつたといふふうには解釈したいのですが、その解釈していいですか。

○説明員（石黒拓爾君） 具体的なお話でございまして、郵政事業で移流用ができました範囲は、本年度の三十一年度特別会計予算について申し上げますならば、予算総則第十二条に認められた範囲でございまして。それを何でもかんでも業績手当あるいは裁定実施経費に封じ込めたいという希望が万一郵政省から出て参りました場合におきましては、先ほど局長が申し上げましたやうに、それを無条件で承認する義務が大蔵大臣にあるわけではございせん。

○委員外議員（永岡光治君） 実際の例としてこれは申し上げますと、おそろしく私は給与総額はやはりそれそれ相当こえていふのではないかと思ふのです、若干結果的には、年度決算をすれ

しても、きやう特に明確にしておかなければならぬという問題でもなからうかと思ひますので、要は、精神が、ここに答申された精神であるという答弁をまず承わつたことにいたしました、もう一つ次に、これはこの前本質的な

問題として、私は倉石労働大臣にお尋ねして、それは仮定の問題であるから答弁できないと、しかし公務員には政治活動の制限はつけるべきであると、こういう答弁でありましたが、数日前の新聞によりますと、自民党の方か

ら、特定局長を特別職にして、政治活動の自由を、つまり政治活動の制限を撤廃するということになっておるのです。が、これについてあなたは、この前の答弁からすると、これは反対というところになりますと、鳩山内閣としては、これは賛成あるいは否、反対とは

これに賛成なんですね。それから、反動なんではないか。しかもあなたは、公務員制度に關係しておる、しかも行政管理局長官も今頃は分担されるようにになっておりますが、どういうお考えでございませうか。その点を一つここで重ねて、御所見を承わりたいと思います。

○國務大臣(倉石忠雄君) 私も新聞で
 拝見をいたしまして、どういふ趣旨で
 あるかといふことを聞きましたところが、自由民主党の方では、一部の議員
 の中で、そういう意見を持つておる者
 がありまして、政務調査会に提案をい

たしておるようでありますが、政府としては、そういうことにただいま賛成するわけにはいかないと、こういう建前を党には通告いたしまして、従つて一部の議員の要望がございましたが、決定をいたすということはできないと考へて、目下この考へ

方をしておられる人々との間に論議が

かわきれておると、こういう状態であ
るそうです。

○委員外議員(永岡光治君) そりすると、それを制止される、とめるということですが、この前も通信委員会、郵政大臣に質問いたしましたところ、やはり労働大臣と同様の趣旨のこと、私は反対だということをはっきり言つておりました。しかしこの点は傍

御説明申し上げるまでもない。全く今

日は公務員として職を奉じておるわけですが、そうなりますと、これはもし許されれば、一般の現業の職員といえますか、一般の職員ですね。三公社並みの、そういうふうと同じ取扱いを受けるべきであるという精神には変りな

いと思うのですが、その精神はどうですか。つまり特別だれこれにビックアップして、それだけに与えるべき筋合いのものじゃないと私は解釈するのですが、その点はどうでしょう。

○国務大臣(倉石忠雄君) 私はやはり

○委員外議員（永岡光治君）　　そういう
現行法で公選員といふことにはな
るんで、そのままだといいのではない
というこちら側の考え方で、政府側の
考え方であります。従つて政治的中立
を守つていただくことがいいことでは
ないか、こういうふうに思つております。

精神であることはしばしば聞いたのですが、もう一度これは問題、ここまできたものですから、やっぱり私一つあきらめきれない気持があるもんですからお尋ねするんですが、三公社並み

にこの際公企労法を適用されておる職員ですね。これにもやはり政治活動

の制限は撤廃を以て、許すべきではないかと思うのですが、どうでしょう。か。やはりこれはまだそれには非常に強い反対があるんじゃないか。あるとすれば、一つだけいいんですけど、そういう点が特に心配だと言うと、そういう点がなければ、一つその点と明確な点があれば、一つその点と明確

に御容弁いただきたいと思う。おそろく私はそういうものはいないんじゃないかと思うのですがね。

○国務大臣(倉石忠雄君) 五現業に公労法を適用する方が企業体の形をなしておるんで、企業の形をなしておるん

で、その方がいいということ、私も本法を五現業に適用することには非常に乗り気でありましたことは御承知であります、やはり公けに奉ずるという立場に立つておる公務員でありますから、これは現在のやり方が最も

○委員外議員(永岡光治君) その公けに奉ずるからということであれば、これは国会議員も公けに奉ずるし、それから政務次官も公けに奉ずるし、秘書官らも公けに奉ずるものであつて、

私に奉ずるものはだれもないと思ひますが、そういう方々はやはり政治活動を許されておる。これを公けに奉ずるものはこれは郵便局員であらうとも、電話局員であらうとも、鉄道局員であらうとも、これは公けに奉ずるもので

ありますが、なぜ区別をつけるかということについての根拠が依然として私は明確でないと思うのですが、びつたりこりうわけであるから困るという何ものかがないでしょうか。

○國務大臣(倉石忠雄君) そのことについて、前回もしばしばお話し合い

がございましたが、あなたとの間にお話し合いがございましたが、私もやはり、公けに奉公すべき義務を持つておるものが国民全体に対して罷業をするというようなことはやらない方がいいという、こういう考え方でありま

○委員外議員(永岡光治君) 私は罷業をやれと言うんじゃないくて、政治活動の自由を許せというわけです。つまり人の応援演説をやってもいいんじゃないか。トラックの上に乗ってもいいんじゃないか。このことがいけないとい

う理由が私にはどうもわからないのだが、この際はやはり許すべきではないかと、こゝろいうことを申し上げておるのですが、罷業権の問題については、これについてもこの間しばらく長い間にわたって論議をいたしまして、私は

まだ労働大臣の答弁に対して寂然としたしておりません。しかしこれはそれぞれ見解の相違ということでございまして、これは私はきょうはこれ以上追及いたしません。なぜ政治活動の自由を許していけないかということに、公けに答へたいと思つておるに

ていふに、公に奉ずるんだから、れば、だれも公に奉ずるんだから、せめて国会に、特に給与の問題について例を取り上げますならば、国会の御審議を願わなければ、給与の改善すらできない、こういう職員に罷免権は制約をいたしたが、それではせめて国会

に頼もうということになるが、その国会について、自分たちの意思を反映するそういう方々に出てもらうための運動すらできない。単に自分が意思を表示するだけの問題にとどまるというこ

とは、これはどうもはなはだ不合理き
わまると思うのですが、むしろ罷業権

自由は許さるべきだろろうと思うのですが、それが制約されておるといふことは、まさに本末転倒だと思ふのです。が、こういふ点についてなぜ政治活動の自由を許されないのか。その点が私にはよくわからないのです。内権的な強ひ

白根を引いたわけだからいのです。反対理由をもう一つ明確に私は承わりたいと思うのです。

○政府委員(中西實君) これは一般職である公務員という身分を持つておるといふ限りにおきましては、やはり政治的に中立でなければならぬ。御

承知のように、一般公務員は分限その
他はつきりと身分的にも保障されてお
りまして、従って一般職であるという
身分を持つ限りは、やはり政治活動を
すべきじゃない。これはやはり建前上
当然かと存じます。

○委員外議員(永岡光治君) 公務員の身分を持つておるからというだけでは、これは先ほど私申し上げましたように、大臣もそれから政務次官もみな、公務員は一般に奉ずるという意味を持つておる。だけれどもしう意味を以てするならば、分限は

理由があるところからいって、分限が
ろしい。この際は私たちが、もうそう
いう制約は一般の三公社並みの待遇で
よい。身分の保障についてもそこ
まで組合が下るならば、職員が下るな
らば、政治活動の自由を与えるのか、
ういうことです。これは引きかえ

の条件になりませんか。
○政府委員（中西實君） 従事しておる者がそうなりたいたいということじゃなくて、やはり国といたしまして、一般公務員にしておく方がいいか、あるいはい

そりでない職員にするがいか、判定さるべきものでありますが、現在一般公務員として取り扱われておる限りにおいては、やむを得ないんじゃないでしょうか。ただこの問題は、前回も申し上げました通り、この法案を作り出すもとなつた審議会におきまして議論が出ました。その際も、これは労使間の問題じゃなくて、やはり身分的な問題なんだ、従つて将来公務員制度全体について再検討される機会があるから、その際にさらに議題にしたかどうかということ、今回はそのまゝになつたようないきさつもございます。現在の状況におきましては、やむを得ないんじゃないかと、今更には御了承いただきたいと思ひます。

○委員外議員(永岡光治君) それじゃ私はこれで質問をやめますが、結論は、それほどあなた方は公務員全体について強く政治活動の自由を与えることに反対だということであれば、当然これは特定局長であるからといって許すべき筋合いのものでもないと思ひます。その点はその通りに明確にはつきり言い切られるのですか。もう一度、それは論議をされておると言ひますが、政府としてはその方針だということになつておりますが、村上郵政大臣もその方針だということを明確に申されましたが、労働大臣としてもやはり鳩山内閣の一員でありますから、さういふ特定局長だけでも政治活動の自由を許すということは反対だ、こういうことになると思ひますが、変りはありませんか。さうでなければ筋が通らぬ。

○國務大臣(倉石忠雄君) 政府としては、特定局長の立場は現行法のまゝが

いいんではないか、さういふふうに思つております。

○委員外議員(永岡光治君) ではないとなると、べきであるということでありませう。でなければ、私が今まで質問したことはおかしいんじゃないでしょうか。

○國務大臣(倉石忠雄君) 私は現行法のまゝがいいと思つております。

○久保等君 私も数点お伺ひしたいと思ひますが、最初に、公共企業体労働委員会という新しい委員会を今度統合一本化したさうとおるわけですが、その中の公益委員の中に、一名の政党内入つてもよろしいという考え方で、この改正案が出されておるようですが、少くとも公益委員について、なぜ政党内でも公益委員に加えてよろしいとお考へ方を持たれたのか。どうもその点不可解に思ひます。公益委員は別名よく中立委員ともいわれております概念からいつても、これが政党内でいいのだという考へ方は、私は非常に公益委員という性格からいって適当じゃないんじゃないだらうかというふうに考へるわけですが、二名以上は禁止しておられますが、一名についてはよろしいというのを特に明文でうたつておる考へ方が那邊にあるのか、御説明を願ひたい。

○政府委員(中西實君) お説のようない御意見も確かにあると思ひます。私も中立性確保のためにそれが保証できるような人をぜひ選びたいと思つております。ただその点につきましても、これは各種委員会の関係の法律の明文としてみな載つておるのでござい

ます。この法案は五人のうち一人というところで、たとえば公安委員会に

例をとりますと、これは五人のうち三人以上禁止しておるわけです。それから公安審査委員会は、これは六人のうち三人以上、それから中央選挙管理委員会委員、これは五人のうち二人以上、それから人事院の人事官、これは三人のうち二人以上というふうにすべて明文になっております。そのうち最もきびしい一人だけというのをとつたという程度でございまして、御了解いただきたいと思ひます。

○久保等君 他にさういふ例があると

言われるのですが、例があるなしにかかわらず、私はやはり公益委員という性格からいって、厳正いけば中立的な委員という意味からいって、かりそめにも一名にしろ政党内に所属する者が公益委員になれるという考へ方は、どうも納得がいきかねるのですが、他の例から見れば、むしろ数を少くされたという御説明ですけれども、やはり公益委員という非常に重要な特殊な、一般の——一般というよりも他のそれぞれ

の利益代表の委員と違つた意味がありま

す。その点に、さういふ点はむしろ明確に、政党内に所属する者は公益委員になれないという形にした方が

すつきりするんじゃないか、公益委員というこの場合は私はさういふこと

でなければならぬと思ひますし、他の今

あげられた公安委員その他の問題につ

いては、むしろあるいはあまり極言す

ると適當な資格者が得られないという

ことが危惧されるような場合には最小

限度に止めて、さういふ政党内に所属

しておつてもそれも委員に加えること

ができるというようにしておるの、一

にかかつて果して適當な人が得られ

るかどうかという面も一面から考慮さ

れると思ひますが、しかしこの公共

企業体労働委員会の公益委員について

は、私はさういふ人を得るのに非常に

困難になるといふ面はちよつと考へら

れない。さうだとすると、むしろ政

党内に所属しておる人間は委員になれ

ないというふうにすべきじゃないかと思

ひますが、今の御説明だと、他にさう

いう例があるので、それにならつてこ

ういふ形にしたのだという御説明に

しかたがないのですが、基本的な考

え方がどうもはつきりわからないので

すが、ただいまの御説明を出ないので

か。

○政府委員(中西實君) 中立性確保、

これはもう当然でございします。ただ単

に、政党内に属しておるというだけで

は、人によりますれば、政党内にあ

るいは属しておりませうけれども、非

常に公正な人だということもあり得る

わけでありませう。従つてそれらの点

は、当然われわれとしましては中立

性確保のために十分留意いたした

い、かように考へております。

○久保等君 そのことは、でき得る限

り一名も公益委員に任命されるような

ことのないようにやつていきたいとい

ふことなのでございします。

○政府委員(中西實君) 先ほど申し

ましたように、単に政党内に属してお

るからというだけで、世間から見まし

てもそれだけで決して中立性を阻害し

ない、しかも適任者であるというこ

とが言へませう。従つて中立性を

阻害しない限りは、やはりときに適任

者があれば政党内に属しておるという

人もあり得るというところは考へられ

ます。たださういふ御意見もありま

す。

し、なるべく世間的にも誤解を生じな

いように、できるだけ政党内に属する

という人は、實際問題としても避ける

ようなことにはせぬかと思ひます。

○久保等君 それから次に、この改正

法律案の第二十五条の五の第四項の

ところになるかと思ひますが、解雇

された場合に、それに対する救済の道

が規定されておるが、その申し

立てが解雇された日から二カ月以上

を経過すると、申し立てができない

といったような形になつてゐるの

が、これは非常に期間が短かきに失

するのじゃないか。一般労働組合の

場合ですと、一年といった期間にな

つておつたと思ひますが、それとこれ

とを比較した場合に、救済の道が二カ

月で切れてしまふのだということでは、

私は少くともこの解雇された場合にお

ける組合員の身分をできるだけ救済

をし、保護をしてやろうという考へ方

から、さういふ規定ができておるの

だと思ひますが、さういふ点から考

へますと、二カ月というのは非常に短

かきに失するのじゃないか、片や労働

組合法の適用を受ける場合におきま

しては、一年といったような期間が規

定せられ、今度のこの改正案では、公

企体関係については、二カ月だとい

ふに規定されたことは非常に當を得

ていないのじゃないかと思ひます。

○政府委員(中西實君) この点につ

きましては、審議会におきまして労使

ともにこの問題による不安定状態は

一日も早くなくすように、できるだけ

その期間を短かくしてくれというの

が一致した御意見でございました。従

つてできれば二月それよりも短かい期

間

のようなお話もあつたくらいでございますが、われわれとしまして一応二月、二月でございますれば、その間に申請することは十分にできますので、審議会の趣旨からいたしまして、なるべく短かいのいいんじゃないかというふうに考えました。

○久保等君 私は、公団体労働組合法

ができてからある程度の経験を持つておると思うのですが、その点から考へて、二月以上を経過してなおかつ申し立てがなされたという事例が過去の経験に徴して一体どの程度あつたか、ほとんどが二月以内に申し立てがなされて、二月を過ぎてなおかつ申し立てをするといったような事例が今までほとんどなかったのか、あるいは絶無だったのか、そういったようなことも相当重要な過去の経験に徴して、こういう二月という規定を新しく設けられる以上、相当根拠にせられておると思うのですが、その過去の実績等を具体的数字がおわかりであれば、一つ説明願いたいと思います。

○説明員(石黒拓爾君) 一般の労働組合法の場合の不当労働行為の行為時から申し立て時までの統計はございませんですが、今回の公労法の二十五条の五の第四項の二月月というものは、これは御承知のごとく、公労法十七条に反する十八条の解雇のみでございまして、それ以外の一般解雇、要するに、民間の労働組合でありますような不当労働行為はすべて労働法並みの一年の申し立てでございまして、この十七条違反の十八条の解雇のような事例というのは、これは民間にはございませんで、資料とする統計もないわけでございますが、しかし十八条解雇に限りま

しては、これはきわめてはつきりしたケースでございまして、二月月に限定するということはさほど異議はなからうと考へております。

○久保等君 今の十八条規定に基づく解雇の事例について、二月月をこした後に申し立てがあつたという事例はないのですか。

○説明員(石黒拓爾君) 従来は御承知のごとく、十八条で振落されまうと、この法律に基づく一切の権利を失うとございまして、仲裁委員会の申し立てを許されておられませんで、今回初めて道を開きましたので、従来の例の数字はないわけでございます。

○久保等君 それでは二月月あれば十分だというお考え方で出されたということでありまうから、これは私はいさういふ確信を持つて二月月というふうに規定されたとするならば、特別異議もないんですが、ただ私感として、何かやはり二月月程度では短かきに失するんじゃないかという気がするんですが、特別具体的な事例をもつてそういうことが示し得ないということですが、しかし、十分これで救済の道が講じられるんじゃないかという御説明でございまして、この問題についてはその程度で打ち切りまして、次の問題について質問をいたしたいんですが、それは第三十条の八でございまして、それが、「地方調停委員会の位置、名称、管轄区域及び調停委員の数は、政令で定める。」というふうになつておるんですが、これは若干こまかい問題ですけれども、おそらく労働省当局としては、当然政令の準備もしておられると思うんですが、こへ書かれております点についての政令に

規定しようとする内容について、一つ御説明を概略願いたいと思うのです。

○説明員(石黒拓爾君) まだ法律も成立いたしてありませんので、それほどこ具体的に考へておるわけではございませんけれども、大体の私どもの事務的な計画といたしましては、位置、名称、管轄区域について、位置は現在九つの地方調停がございまして、これにきましては、これは国鉄、専売だけが本法の適用を受けることに置かれた委員会でございますので、その後この委員会を移して、こつちに地方調停を置いてくれというふうな御希望が労使双方からある向きもございまして、従いまして、この機会に法律の成立次第、労使関係者の御意向も聞いた上で、できることならば調整いたしたい。ただ予算の関係上九つという数字、これはふやしがたいのじゃないか、こういうふうに考へております。名称につきま

しては、これはまあどうでもよろしいようなものでございまして、公共企業体等労働組合何々地方調停委員会、こ

ういったような名称になります。管轄区域は位置に伴ひまして、各企業ごとに定まることになります。調停委員の数は各派三人以内でございまして、たとへば、現在の新潟の地方調停委員会は、ほとんど国鉄の事業だけにした扱われない、もしこつちの委員をそのま

ま置くとしようという場合には、委員の数を減らすというふうなことも考へ得ることである、これも関係者の意向を十分聞いた上で考へたい、こつちうにふりに考へます。

○久保等君 それから次に移ります。この前の委員会でも私政府の考へ

方をお尋ねしたんですが、なお不明確でもありまして、この際はつきりしておいていただきたいと思ひます。これは、例の公共企業体の範囲の問題ですが、この公共企業体等労働関係法の適用を受ける職員と、それから公社並びに日鉄法に規定せられます職員の考へ方としては、その範囲をおのずから異にいたしておるわけですが、その是非は別といたしまして、この付則のところ、特に日鉄法なり、専売公社法なり、電電公社法なりを改正しまして、そうして職員の定義をはつきりいたしておるわけなんですが、この際特に明確にいたしておきたいのは、「二箇月以内の期間を定めて雇用される者」というのは、まあ法律の文法だけ読めばこの通りで明確なんですが、実際の運用では二月月たてばさらにまた二月月新しく雇用関係を結ぶという形で、形式上は二月月ごとに契約が更新しているという形をとつて、事実上は身分が三年、四年、五年、あるいは六

年、七年といったような長期にわたつて継続して雇ひ入れておる者があるわけなんです。私は少くともここに書かれております付則でいわれておる「二箇月以内の期間を定めて雇用される者」という中にはそういう者は入らない、これはもう常識的に考へてもさうです。また実体的に考へてもさういふ者は当然二月月以上になつて雇用されておる者ということになると思ひます。ただまあ形式的にいえば、二月月ごとに契約が更新しているという形をとつておるから、あ

るいはそれは二月月以内の期間を定めて雇用された者だという誤解に基く解釈をする向きもあるかと思ひます

が、私はさういふ場合は、これはこの中には含まれないんだというお考えの方だと思ひますが、その点労働当局の方から明確に一つお答えを願ひたいと思ひますが……

○政府委員(中西實君) 二月月の期間を定めて雇用する、これはやはり雇用の場合のはつきりした条件でございまして、やはり雇用契約上二月月という期間を定めて雇用されている者はその取扱ひを受けなければならぬ。ただ、今度はすべて公労法の適用の中に入りまうので、従つて労使双方の話し合ひによりまして、この点の労働条件その他をどう定めるかというこの折衝はされるというふうに考へます。

○久保等君 明確でないんですが、私のお尋ねしている事実上数年にわたつて雇用されておるという者は、こつちいう「二箇月以内の期間を定めて雇用される者」には当たらないんだと、該当しないんだということに理解をしてよろしいかどうか……

○政府委員(中西實君) 先ほど申しましたように、その点の解釈は従来と変りはないということでございます。

○久保等君 まあその説明を省略されないので、一つその従来という点を明確にしてもらいたと思ひますが……、私の言ひたいのは、形式的に二月月たつたら契約を更新すると、しかしこれはもう全く形式的な形で取扱はれておるだけであつて、事実上は何らその間に中断するといったようなことがなくて、継続して数年にわたつて雇用されておる場合は、これは私は普通の常識からいつても、当然公社法にいうあるいは日鉄法にいう職員であり、従つてこれは完全な意味の両方

の法律上における職員として解釈していいんじやないかというふうにまあ考えるわけなんです。その点を一つはつきりと、従来というのではなくして、局長の方からはつきりした一つお答えを願いたいと思ふんです。

○政府委員(中西實君) それは先ほど申しましたように、従来の解釈というのは、契約上二カ月の期間を定めて雇用するとなつております者は、やはり二カ月以内の者だと、従つて繰り返し二カ月以上つと雇用されておる者も、契約が二カ月以内の期間というこゝになつておりますれば、やはり二カ月以内の期間を定めておるわけでありまして、これが従来の解釈でございまして、今回法律の改正によりましてこの解釈は同様でございまして。ただ先ほど言いましたように、労使の今回団体交渉とかいろいろ話し合いが始まるというこゝは予想しております。

○久保壽君 この前も私のこの問題については、特に労働省当局の強い反省をお願いしておつたんですが、まあそういうことになればなるほど、非常に私は今回のこの改正案が公社法なり、日鉄法なりという職員の範囲とそれから公企労法の中での職員の範囲とが内容が違ひ、中身が違ひということについて、非常に問題がさらに紛糾をして参る危険性があるんじゃないかというふうに思ふんです。まあ従来は内容のよしあしは別として、法体系の上からいけば、職員といへば、これは公社法上もあるいは公企労法関係における職員も同じ概念であつたのでございまして、今度はそれが違つた規定の仕方がされておるだけに、問題が従来より以上に、扱い方について非常に不

統一な結果になるのではないかというふうに思ふんです。まあ法文上二つの概念ができたという問題は別として、私は実体の従来から問題になつております点を当然解決すべきではないか、またそういう問題を解決した形で今度の改正案が出されるべきであつたと思ふんです。すなわち、せつかく公企労法の中に幅を広げて職員というものを今度の改正案で出されてくるのであれば、当然その職員というものは、文字通り、身分もその公社法なり日鉄法なりの面で保障された職員という形で問題を解決して、そうして二カ月以内の期間を定めて雇用せらるる者でも、これはもう完全な意味の職員だといふふにしてこの改正案を出されるならば、問題が一步前進したことになつたと思ふんですが、職員の使い分けが二通りある。しかも、本質的に二カ月以内の期間を定めて雇用される者についての身分の保障がないというこゝについて、従来から非常に大きな紛糾といひます。両者の意見の対立がなされておつて、いろいろな面においてまあ労働省当局がよく御存じのよう

に、トラブル等も起きておるわけなんです。従つて、私はぜひそういう人たちに於いての身分の保障という問題を裏づけとした形で、二カ月以内の期間を定めて雇用される者についてもこれを職員とするという扱い方にすべきではないかと思ふんです。この前の労働省当局の考え方としては、その点については公社並びに組合側の意見が分れておる、特に当局の反対があるのだという御説明であつたのですが、私は労働省当局として少くともこういう法律案を出される以上、やはり他の

企業体の問題ではありまして、法律案提出の責任者として当然そういう本質的な問題についての見解はお持ちのはずだと思ふんです。従つて、私は労働省当局にお考え方を伺ひたいのですが、労働省がせつかく公企労法の適用というところまで問題を考えたのであるならば、私はそれに対する職員の身分については、当然これは何れ他のものと区別されない、すなわち二カ月以上の人と違ひない身分の保障も与えられてしかるべきだといふふうにお考えを持っておられると思ふんです。が、いかがでしょうか。

○平林剛君 関連して……。今の久保委員の質問に対して政府当局から答える前に、私はこの点を明らかにしておきたいと思ふ。専ら公社法や国鉄に関する法律の中で、二カ月以内の期間を定めて雇用される者を形式が整えば、半年でも、一年でも、二年でも、繰り返し繰り返しやってもよいのだということが従来解釈だといふお答えは、私の記憶によると、先回国会を通過したところの決議に反すると思ふ。形式が整えば、半年でも、一年でも、二年でも、ここにいう二カ月以内の期間を定めて雇用される者だといふ解釈は、法を曲げておるものと私は思ふ。先回、私の記憶によると、行政機関における定員法の一部を改正する法律案に對して全会一致をもって付帯決議がされておる。その点を一つ思い起して、政府当局の答弁をしてもらいたいと思ふ。それによれば、少くとも、形式的には別にして、実質的に一般の職員と同じ者については、身分についても、待遇についても、政府は検討し、善処をするという意味のことがなされておる

わけでありまして、それを一つ頭に入れて久保委員の質問に答えてもらいたいと思ひます。その点を含めてお答え願ひたいと思ひます。

○政府委員(中西實君) 実は、この点の改正は、今回は一応触れないでおこるという論議も相当強くあつたわけでありまして、いいますのが、公務員の根本的な検討もされておりますので、従つてこの点は他日に譲つてもいいというこゝであつたのであります。しかしながら、特に組合の代表の委員の方からたつての御要望もございました。従来は、いうまでもなく、二箇月以内の期間を定めて雇用される者は、これは野放しの一般労組法、従つてスト権は形式的にはありまじやうけれども、しかし実質的には、それによつて別に団体交渉が始まるということもなし、それが今回は一般の職員と一緒にになりまして、組合の中に入つていろいろと話をできる。このことは、組合側からみれば一步前進といふことで、おそれく御賛成になつたのではなからうかと思ふのであります。従つて一步でも前進といふやうなことで、今回の改正にしたわけでございます。

なお、この二カ月は、形式的解釈はいけないというお話でございまして、が、将来の研究課題の一つではございまして、現在におきましては、従来通り、一応これは形式的な雇用契約という面からきめてゆくべきだといふふうに考えております。

○平林剛君 今回の点は、労働省の答弁としてはまことに遺憾な態度だと思ふのです。なぜかといふと、今回新たに「二箇月以内の期間を定めて雇用される者」も、公共企業体等労働関係法の適用下に入つた、言いかえれば、今までこれらの人たちは一般の労組法によつて、私は労働者の基本的な権利としての団結権、あるいは交渉権、罷業権といふものが許されてゐた解釈すべきだ。今回の法律改正によつて、他の三公社、五現業の職員と同じように、労働者の基本的な権利に対して制限を加えられるということになるわけでございます。それから、そういう意味では、三公社、五現業の罷業権制約に對して、一つの生活保障を与えておると同じように、これらの職員に對しても私は同様の措置を考えなければいけない。いわんや、先ほど申し上げたような趣旨の付帯決議があるときでもあります。労働省といふものは、特に労働者の待遇について絶えず意を配らねばならぬ官庁でありますから、私はそういう意味では、積極的にこれらの人たちの身分保障について意を用いるというのには当然だと思ふのであります。この点も一度、これは労働大臣でもいいですから、私の考えは無理かどうかといふことをお答え願ひたいと思ひます。

○国務大臣(倉石忠雄君) 労働省は、もちろん労働者の方々の権利については、特に意を用いるつもりでありますが、これはやはり御承知のように、当該企業間の雇用契約に属することでありまして、それらの方々のいろいろな都合もあることであらうと存じます。そこで私もこの点について、二カ月以内の者を本法に、同等の取扱ひをいたすといふことについて、なるほど今御指摘のように、団体交渉権はあつても罷業権はない、こういうことにはなりませんけれども、逆に今度

は、やはりこの仲裁裁定という特別な保護のもとに立つことができるわけであり、必ずしもその点において不利ではない、むしろこの方がいいのではないかと、こういふふうに考えておられるわけであります。

○平林剛君 労働大臣は、今日の「二箇月以内の期間を定めて雇用される者」の実態を御存じないから、そういうことを言われるわけですか。今日の「二箇月以内の期間を定めて雇用される者」の実態は、一般の職員と著しく差があるわけであります。私は同等の取扱いをせよと言っておるのではないのであります。しかし、それぞれ企業にも特殊な仕事があつて、必ずしも全く同じようにするということが適当であるとは思いませんけれども、現在の実情は、やはり今回労働者の基本的権利が一面において失われるのでありますから、一面において、そういう保障については意を用うべきではないかというのを御ねしておられるわけであります。

○国務大臣(倉石忠雄君) 今申し上げましたように、私どもとしては、この方々だけが特殊の組合を作つて罷業をするというふうなことも、御承知のように現実的にはほとんどありません。そこで、かえつてやはり同じ傘下のもとに働いておいてなるのでありますから、本法の取扱いを受けることによつて、この強制的な仲裁制度の恩恵に浴するということにしてあげることがいいのではないかと、こういふふうに考えておられるわけであります。

○平林剛君 答弁が的はずれておるのです。私は今ここで、「二箇月以内の期間を定めて雇用される者」が、労働者としての基本的権利を従来は持つていたが、持たなくなつたことが損であるとか、得であるとかいふことを議論しておるわけではない。しかし、公共企業体等労働関係法の従来の精神からゆけば、とにかく労働者としての基本的な権利を持つていたのであるから、それをやる、やらないといふことは別です。権利を発動する、しないといふことは別です。しかし、そういうものが与えられていたのに、今回新たに公労法によつて失うのであるから、法の立法の趣旨を當時にさかのぼつて考えれば、当然それに意を用うべきではないか、私はそういう方面について、労働者の福祉その他を考へる労働大臣として、そういうふうな努力をすべきではないでしようかといふことを申し上げたのであります。

○政府委員(中西實君) 「二箇月以内の期間を定めて雇用される者」にも、種類はいろいろあるかと思ひます。しかしながら、もしもそれが継続雇用されて、しかもそれが一般職員と同じような仕事、あるいは立場にあるというものがあれば、これは筋をいたしまして、同じように取り扱うということが当然かと思ひます。このことは国家公務員においてもございまして、おそれる、私存じませんけれども、付帯決議はそういう点を考慮しての決議であつたらうと思ひます。その点におきましては、私どもも全く同じように考えております。ただ、今直ちにそれだからといひまして、この二カ月以内の従来の解釈を変えましてやりましては、予算定員その他都合もございまして、いろいろな不都合も起る。さらにまた二カ月以内の期間を定めるといふ中に、

いろいろの種類のものがあつて、ほんとうの臨時のものもございまして、し、實際上常勤的なものもございまして、そこらにはやはり今後の折衝に譲るといふのが適当ではないかと思ひます。

○平林剛君 労働局長の前段の答へが、私は政府当局のまともな態度だと思ふのでありまして、何ら一般の職員と変りのないところの労働者を、形式的に繰返しさえすればそれでいいのだという態度でなくて、そうした人に対しては、定員法その他の関係も、予算の関係もあつても、積極的にそちらの方に努力をすべきだ、労働大臣は率先これをやつてもらいたいといふことを、私は先ほどから強調しておるわけであります。労働大臣もさらに御努力をお願いしたいと思います。

私の質問はこれです……
○久保孝君 まだ私の質問中なんです。それで実は今労働局長のお話では、予算定員云々という問題があつたのですが、予算定員という問題よりも、私は実際公社当局のやつておるやり方を見ておると、身分を不安定な形にしておいて、しかもやめて、解雇しても文句のつけられないような形にして雇用しておきたいという意味から、実は二カ月という期限を切つて雇用しておる。しかし事実上は、実際もう長くなる者については、先ほど私が申し上げておりましたように、数年にわたつて、六年、七年といったような長きにわたつて事実上雇用しておる。しかし形の上からゆけば、二カ月以内の期間を定めて雇用しておるといふ形をとつておるのです。私はこれは明らかにこ

ういった人たちに對する不当な扱い方だと思ふのです。あくまでもこの法の規定してありますのは、「二箇月以内の期間を定めて」といふのは、二カ月以内の期間が来れば、当然定められた期間によつて解雇されるという、解雇といふんです。当然雇用契約が切れるのだといふて、それがさらにまた更新されるというのであれば、これはこの法文には該当しないのだといふふうな思ふのです。予算定員云々という問題は、これは定員法のもちろん適用はございせんし、五年も六年も雇つておるの、これは明らかに予算定員はあります。予算はあります。従つて数年にわたつて雇うやつておるのです。仕事も決して日雇ひ労働者を使つてやるような仕事ではなくて、普通のりっぱな職員が、数年の経験を持つたような職員がやらなければならぬ。しかし問題は、なぜそういうことをやつておるかといへば、いつも二カ月という短期間の雇用契約であれば、その期間がきたときにいつでもやめさせられるという考え方の上に立つて、そういう方法をとつておるのです。これは私は労働省当局として見た場合には、そういうやり方はけしからぬ。法の定めておる精神は決してそういうところにあるのじゃなくて、二カ月以上にあつたものについては、これは当然職員として扱ふべきであるといふ、きざんとした態度を労働省当局は堅持すべきであると思ふのです。そういう私は問題について、労働省が各それぞれの公社当局の考え方にまかせるということであつては、それこそ労働者の地位を確

保し、この身分等の保障を極力擁護してやうといふ労働者の立場からしては、私は非常に定見を持たない労働行政が行われておるといふ批判があつても、これに對して抗弁がないことになるのじゃないかといふふうに考へるのです。が、そういう点から、労働局長の御答へだと、常に言われることは、公社当局が強く反対しておるの、従来のまま、ただ今回の改正案の中に盛り込んだのだといふ御答へをされておる。私はその御答へについては非常に不満なんです。長い間の解決しない問題として、今日トランプを續けておりますこの問題については、公社は公社の都合のいいやうな、とか考へ方を持つのですから、そういうへんばなもの考へ方をしたり、また法をいけば悪く、その裏をくぐつたやうな形の運用をされておることについては、むしろ労働省そのものが私ははつきりした見解を持つて、指導的立場にあるのじゃないかといふふうに考へるわけなんです。従つて自主的な、しかも厳正な見解というものを私は労働省そのものはお立てになるべきだと思ふのです。これを単に労使双方の交渉なり、話し合ひにまかせておるといふことは、これは解決しないことは過去の事実が証明しておると思ふのです。従つて、今日こういう改正案を出されるに當つては、私はそういう本質的な問題をぜひ労働省当局が見解として明確にし、今度のこの法律案の中に盛り込んで出されるべきであつたといふことを言うのは、私は実はこのことを申し上げておるわけなんです。問題が単に団体交渉によつて今後解決されるということ、見通しはこれは非常に困難だと思ふの

です。むしろ労働省が厳正中立的な立場で、一体この法の精神を真に理解する立場から考えた場合に、そういう場合は、果してそういう公社当局の考え方によつて二カ月以上にわたつて事実上は雇用されておるのだから、形式だけでは二カ月以内という形によつて不平等な扱を受けておるということに対しては、むしろ私はその雇用されておる者に対する保護的な立場に労働省は立つべきじゃないかというふうに考えるわけなんです。

結論として私お尋ねしたいのは、今度までこの改正案によって、職員という者に対する使い分けが二通りできる

わけなんですが、しかし、私は一日も早くそういふことのないような形になることが望ましいと思うのです。それで二月以内のものであっても、日々雇用される者を除いて、これは当然職員として扱うべきである。それからまた二月以上になつて事実上、形式はどうあれ、二月以上になつて雇用される者については、これはもう当然職員としての日発法等の公社法で書いてある職員として扱うことが当然であり、また好ましいことだといふ程度の見解は、これは労働省当局に私は期待しても無理ではないと思うのですが、いかがでしょうか。好ましいか、好ましくないかという点について……。

○政府委員(中西實君) この問題は、民間でいえば本工、臨時工の問題と同様でございますが、単に三公社五現業だけではございませんが、労働省としましても、もし本質的に常用たるべき者が臨時工で雇われておるといふのは、これは望ましくない、できるだけ早く、雇用の安定という面からも、実質

的に常工的な仕事をしておる者は、臨時工は常用にすべきだ、これは労働省もそういう方針でございます。ただ単に、繰り返し雇用されておる者でも、やはり仕事の内容によつて考えなければいけない点もございます。それから二月月という一律のきめ方も、これは前回申しましたけれども、二月月がいいのか、三月月がいいのか、いろいろございます。従つて、やはり各企業、企業の実情によりまして、労使双方で話し合いをして、その間調整をとつていくということが望ましいし、われわれもそれに沿つて解決を期待しております。

○久保箒君 私にはまあその問題は、法律が規定されておらなければ、その問

題については、現実の問題の解決の方法としては、労使双方で話し合つて解決していくより方法はない、しかし私は、ここで特にお尋ねしておるのは、そういう団体交渉で問題を解決しろとか何とかいう問題じゃなくて、法制定

の上から、そういう問題は当然考えて、改正案として出すべきじゃないか、法制定の立場からお尋ねしておるのです。従って、法律に盛り込まれておらないし、規定されておらないということになれば、そういう現状の上に立つての解決方法としては、今労働局長の言われるような解決方法しかあり

得ないと思うのです。しかし私は、そういうことでは問題は解決し得ないし、ここでわれわれが問題にしているのは、あくまでも法律をどうするか、改正法律についての話をしているし、また、それによって、法制定の立場から、一体妥当かどうか、また、それに対して、どういうふうに労働省当

局は考えておられるのかという質問をいたしておるわけです。そういうような御答弁では、私の質問に対する御答弁になってはいないのでして、たびたび先ほど来申し上げておりますように、端的にお伺いしたいのは、少くとも二カ月以上にわたって何回となく繰り返されるような、そういう雇用関係については、これはそれぞれの企業法に基く職員として扱うべきだ、また扱うことが好ましいのだという見解は、労働省当局として私は当然お持ちでありましょうということをお尋ねしておる。だから、そういう考え方のか、そうでないのか、その点について一つ明確にお答え願いたいと思うのです。

○政府委員（中西實君） ただいまの占
は、先ほど平林委員にお答えしたところ
ではつきりしているのじやなかろう
かと思います。要は、今回の改正に
よって一歩前進というところで一つ御
満足いただきたいと思います。

○久保舞君　そう大きく網をかぶせた
ような形で一歩前進というが、その一
歩前進の個々の具体的な問題を今取り
上げて質疑をいたしておるのですが、
私の質問しておりますことに対して
の、やはり考え方を明確にしていただ
かないと、一歩前進なのか、一歩後退な
のかはつきりしないと思いますが、総

括的なそういう御希望は、この法案を出されたからには、そういうお考え方だろうと思うのですが、そうではなくて、そういう総体的な抽象的な話ではなくて、二月月以内の問題と、それから二月月以上事実上はわたる問題と二つあると思います。日々雇い入れられる問題については、今回の改正法

案でも、この公共企業体等労働関係法の適用除外ということになっておりますが、公共企業体等労働関係法を新しく適用される範囲の職員については私は公社法の方でも職員として扱っていくべきだ、またそのことの方が好ましいという見解は、少くとも、この法律案を出しになる労働省政府当局が当然お持ちになっておる見解ではないかというふうに考えて御質問をいたしておるのですが、その点について、単に団体交渉云々というお話は、これは労働省当局のちや外の問題だとお聞きのです。だから、あくまで労働省当局の見解と態度というものを私は、この法律制定に当って明確にしていたたけなくことが非常に大きな、今後に重大

な影響を及ぼして参ると思います。従つて、くだいようですけれども、どうもピントをはずされたような御答弁をされるので、私、繰り返し御質問するのですが、かりに今後団体交渉するにしても、第三者的なというか、労働

省当局の見解というものが、非常に大きな私はウェートを占めると思っています。それは公社の方で反対しておったから、労働省としては何とも言えませんという程度では私は片手落ちだと思ふのです。そういう態度では、これは労働行政というものは私はうまく行かないんじゃないかと思うのですが、

繰り返して一つお尋ねをいたしますが、その点をそれぞれ一歩なり二歩なり前進した形の御答弁を伺いたいと思うのですがね。

○政府委員(中西實君) それは先ほど平林委員にお答えしたと思うのでありますが、二カ月以内の期間を定めておつて、しかもそれが繰り返し今後とも

雇用される——その職務内容によるものでありますが、その職務内容が一般職員と同じような仕事をし、同じような責任を持ってやっておるといふ者について、同じように取り扱われるのが、私は筋だと思っております。しかしながら、仕事の性格から確かに臨時的な者といふものにつきましては、こればかり繰り返しの雇用でございまして、やはりそれは臨時の者として取り扱われるということにならうかと思ひます。従つてこの点は先ほども言いましたように、公務員におきましてはこの例はございますので、同じ質のものにつきましては同じ待遇をする、これは当然だと思ひます。

○久保等君　今の御答弁も最後の方に

「しかし」がついたのですが、その「しかし」が結局仕事の内容によるといいうけれども、そうなってくると、これはそれこそ意見の対立であって、なかなかかまともらないと思うのですよ。そういう内容の個々の問題を具体的にあげ

るならば、しかし雇用期間といふものだけにはつきりした、だれも疑うことのできない一つの事実だと思ふのですが、それが二カ月なら二カ月という形はとっておるけれども、実際上は数年にわたっているような場合には、これは仕事の内容がどうのこうのといふ内容に立ち至つてとやかく言ふべきで

はないと思うのですが、その期間によつて繰り返し、しかも半年なら半年という形でまだ契約がなされるならそれも話がある程度わかるのですが、とにかく無制限に行われておるといふ状態のもとにおいては、私は仕事の内容は、やっぱりそういうものは臨時的な仕事だとか何とかいうことはこれは成

り立たないと思うのですがね。だから、あくまでも期間を問題にして二カ月というものがさらに更新されるといふような状態で雇用される場合には、仕事の内容は一般の職員と同じように扱ふべきだと思ひますが、先ほどの御答弁の前段の方はいいとして、後段のただし書きのついた点は、これはどうも、この法律案の改正案にも給与総則の仲裁裁定の問題についてただし書きがある点がわれわれやはり気にかかるところですが、それと同じようなただし書きが、この場合についても御答弁の中にあるのは気にかかるところですが、私はそのただし書きという御説明は必要でないのじゃないかと思ひますが、その点を一つもう一ぺんはつきりお答え願ひたい。

○政府委員(中西實君) やはり仕事の内容を考慮する必要があるのじゃないか。更新されて雇用されておられるのも、仕事の性格上きわめてやはり臨時的な仕事——たまたま繰り返されるといふようなものにつきましては、やはりこれは一般職員と違う取扱ひを受けることは当然じゃないか。これは民間にもよく例はございまして、たとえば社外工というより、たまたま便宜上雇用関係を結びますけれども、しかしながら、やはり実際的には外部から手伝ひに来ておるといふ格好もございまして、そういう場合に、期間の繰り返しがございしても、やはり臨時的なものと、いろいろな場合もありますので、必ずしも更新されてずつといくものが全部同じ取扱ひをされなければならぬ

というふうなことにしなければならぬというふうに考へております。

○久保壽君 それじゃ私も質問を打ち切りたいと思ひますが、まあただいまの問題は長い間の、従来から懸案になつておりますそれぞれの問題でありまして、まあ事が比較的に法文の上から見れば簡単なように考えられますが、しかし実態なり状況というものは非常に大きな問題になつておられますので、私も相当しつこく質問をいたしたのです。少くともやはり労働省としては、私はこの法制定の仕方についてもこの前にもちよつと申し上げたように、職員の定義が違ふということ自体が好ましくないし、その違ふことの根本原因は公企業そのものの法律での考え方と、それからまあ今度のこの改正案との考え方が違ふわけなんです、これはぜひ私は一本にし、しかもその一本にする職員の定義というものは日々雇ひ入れの者を除いた以外の者全部をやはり職員にするという考え方で私は今後十分に考へていただかなければ、今後やはり問題が残ると思ひます。そういう点について、特に労働省当局の今後の私は善処をお願いをいたしまして、まあ時間の関係もあるようでありまして、質問を打ち切りた

ら委員長の手元に修正案が提出されておりますので、本修正案を議題といたすことに御異議ございませんか。

○委員(重盛壽治君) 御異議ないと思ひます。

○平林剛君 私はただいま議題となりました公共企業等労働関係法の一部を改正する法律案に対する修正案につきまして、その提案の理由と内容の概略を御説明申し上げます。

公共企業等労働関係法は公共企業体の職員、特に当時の日本労働運動の指導的役割を果しておりました国鉄労働組合を抑圧する隠れた目的をもちまして、昭和二十三年占領軍の示唆によつて立法された法律であることは御承知の通りであります。このため、労働者の基本的権利である団結権、交渉権に對して、大幅な制限規制を行い、罷業権を剝奪しまして、これを公共の福祉という名目でおおつて行つておりました。ただ、その代償として調停、仲裁の機関を設け、職員の待遇を保護し、仲裁裁定をもつて当事者を最終的に拘束したのであります。今日までの経過を見ますと、法律の運用と解釈が常に政府の都合のよいように行われまして、そのため労使関係の円満な調整が破れ、無用な紛争と混乱が続いておりました。政府はしばしばこの情勢に應じて、公共企業等労働関係法の一部を改正する法律案を提出して参りました。これは要するに、公共企業等労働関係法そのものの存在が問題

でありまして、私どもとしては、占領下における翻訳立法であるこの法律案は、この際根本的に検討して、これを廃止すべきものと思ひます。

従つて本来であれば、固に合せた諸問委員会よりは、公式の審議会で設けまして、廃止もしくは根本的な改正を検討すべきであります。諸般の情勢、特に国会における実情を考慮いたしまして、当面可能な限りの不備欠陥を是正する改正案をもつて現状に對処したいと思ひます。もちろん今回政府提出により公共企業等労働関係法の一部を改正する法律案におきましては、若干の部分についてはその意図を認めるものであります。しかし、その政府提案の中には私は三つの重大な欠陥を見出すのであります。

その第一は、仲裁裁定に対する政府の態度が従来と本質的に變りがないといふことであります。政府は仲裁裁定をできる限り尊重する精神を明らかにして、給与準則や給与総額の制度に若干の改正を加へようとはしておりますが、本委員会の質疑応答で明らかになりました、問題は当事者たる公共企業体の権力で支配できる政府の態度いかんにかかるところでありまして、これに對してもつと明確な規制をいたしませんと、これからは予想される紛争を解決することにはならないと思ひます。

第二の欠陥は、紛争を処理する機関に対する政府権力の強化が深められつつあるといふことであります。調停、仲裁の機関を統合してこれを労働委員会という構想にまとめることについては、公労法を廃止し、一般の労働者と同様の機構で労働関係を考へると

いう方向を示唆している限り、私は賛成をいたしておるものであります。問題は従来の労使、公益の三者構成の比率を破つたことであります。このねらいがどこにあるかといふことは、その公益委員の任命の仕方が、労使の意見を聞くだけで同意を必要としないうに改正を加へたことや、公益委員の中に政黨員を加へたことを法律で明確化して、そこに政府与党の意向を体する者を含めることができるようにしたこと、明瞭であると思ひます。

こういふことは、そうでなくとも、労使の紛争に政府が悪い意味で介入をして紛争を長引かせた事例を排除することが私はできないと思ひます。政府の説明によりますと、国会で同意を求めたのだから、仲裁機関が権威を持つて、紛争がそのために解決するかのような錯覚に陥つておるのであります。私が、私に言わせると、労使の調停仲裁機関に対する最も必要なことは、権威よりもむしろ信用でありまして、任命制度が労使の意見を聞くだけであることは、当事者たる政府が公平を維持する時代は別にいたしまして、もし反動化したような場合、その紛争処理機関は、もはや役に立たなくなつてしまふ、こういうことを心配するのであります。政府案のままでは、公共企業体の職員がせつこく紛争の調停機関としての労働委員会を持ちまして、これを離れてしまつて、かえつて、変則的な労働運動に走ることを余儀なくされる。その責任はやはり政府の提案の中にあると思ひます。

第三の欠陥は、労使に対する政党支部の傾向が強まつておることを指摘しなければならぬと思ひます。

第三の欠陥は、労使に対する政党支部の傾向が強まつておることを指摘しなければならぬと思ひます。

第三の欠陥は、労使に対する政党支部の傾向が強まつておることを指摘しなければならぬと思ひます。

第三の欠陥は、労使に対する政党支部の傾向が強まつておることを指摘しなければならぬと思ひます。

第三の欠陥は、労使に対する政党支部の傾向が強まつておることを指摘しなければならぬと思ひます。

公益委員の中に、政党员を加えるといふことを法律で明確化しておりますことは、同時に政党の意向を受け入れようとするのをより多く利用される結果になると思つてあります。公益委員が政党员であつてもよい、公益委員が積極的でなければ、消極的であれば、政治活動を行なつてもよいこと、この法律改正は、一見いたしますと、憲法の上から当然のように聞えますけれども、今日の情勢でこれをまともに受けることができないといふことは、まことに遺憾なことでありまゝ。最近の臨時評議院を中心とする春季闘争における政府と政党的動きがどうであつたかといふことは、私が指摘するところを裏づけてくれるものでありまして、すなわち、私の伝えられた情報によりまゝといふと、公共企業体等に対して、政府と政党的には、それぞれ企業担当者として、労働組合に対する態度を監視し、処罰を督促するといふ行為に出たといふことは、最近の保守政党的行為を考へてみるだらうかといふことを示唆するもので、それゆゑ今回の公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案は、今日の政治情勢からいきて、政府と政党的の支配が強まる、それは結局公正妥協を欠く結果になる、こう思ふのであります。いずれにしても、このような傾向は、保守と革新の対立時代に入つた場合に適當なことではないのであります。このままでは公共企業体の職員の組織する労働組合は、対政府と政党的の深刻な対立まで発展をして好ましからぬことになることを憂へなければならぬと思つてあります。また、政府と政党的としまして、こゝういふような印象を避けるように私は努力すべきであることが多数政党的である政府と政党的のべき道だと思つてあります。

以上のような欠陥を可能な限り排除いたしまして、少くとも臨時公共企業体労働関係法審議会の答申書の趣旨を正しく理解させ、反映させようといふことがお手元に配布いたしましたよりな修正案になると思つてあります。

その概要を申し上げますと、まず現行法第四第三項は、法律をもつて公共企業体の職員の団結権を侵害してゐるものでありますから、政府内部においても修正の意向があることでも明らかとなり、また臨時公労法の審議会の答申書にもこれを削除することが適當であるといふことより、この点を提出した修正案のように改めようとするものであります。

第二の修正点は、仲裁裁定に対する政府の措置を規定して、従来これがなかつたために紛争の処理が長引いたり、公共の福祉が阻害された傾向を是正しようとするものであります。すなわち第十六条第二項中に「二十日以内に、同項の協定実施のために必要な予算又は資金上の措置案を附し」といたしまして、現行法を修正しようとするものであります。これは答申書のいふ誠意をもつてできる限りの努力を尽せようといふ趣旨を、言葉だけでなく、手続でもつて実現しようとするものであります。

第三の修正点は、委員会の構成について、労働者側、使用者側、公益側の従来の三者構成にして公正を保つことといたしまして、公益委員の任命につきましましては、公共企業体等労働関係法の目的である労使の友好的且つ平和的

な調整をはかるためと、罷免権を剝奪された代償としての機関であることに願ひまして、労働者側、使用者側の同意を必要とすることにいたしたいと思つてあります。

その他、公益委員を非常勤とするにとりまして、政府提案の常勤制度による欠陥を是正しようといふ修正をいたします。

以上がこの法律案の提案の理由及び内容の概要であります。この程度の修正を認めることにより、政府が繰り返して繰り返して労働法の改悪をはかつてゐるという批判を若干でも軽減されたといふものと思つてあります。特に政府の責任者である労働大臣は、しばしば、公労法に關しては、関係者の強い反対があるものは無理に通すやうなことはしない、こゝう言明をされておるものでありますから、言行を一致させるためにも、何とぞ御審議の上、賛成を下さるよう、お願いを申し上げます。

以上、私の修正案に關する提案説明を終ります。

○委員長(重盛壽治君) ただいまの修正案に對して、質疑のおありの方は、順次御発言を願ひます。(質疑ありませんよと叫ぶ者あり)

○平林剛君 若干修正案について補足をいたしたいと思つてあります。ただいまお配りをいたしました文案のほかに、次の条項を加えたいと思つてあります。(修正案の代りですか「説まなきやわからぬ」見ればわかる「あな」の今の説明で落ちたのがあるのですか)と呼ぶ者あり。ただいまの説明で落ちた点だけを補足説明させていただいて、あとは文書説明をもつてかえさせていただきます。

ていただきたいと思ひます。落ちた点を申し上げますと、「附則第十六項を第十七項とし、以下順次一項ずつ繰り下げ、第十五項の次に次の一項を加へる。

16 旧法の規定により締結された協定又は旧法の規定に基いてなされた公共企業体等仲裁委員会の裁定であつてこの法律施行の際現に国会に付議されているものについては、この法律施行後もなお改正前の第十六条第二項の規定の例による。これは経過的措置について遺憾のないようにするための修正であります。

○委員長(重盛壽治君) 別に御発言もなければ、修正案に對する質疑は尽きたものと認めてよろしくございませうか。

○委員長(重盛壽治君) それではこれから原案並びに修正案について討論に入りたいと思ひますが、御異議ございせんか。

○委員長(重盛壽治君) 御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

○高野一夫君 私は自由民主党を代表いたしましたして、政府原案に賛成、修正案に反対の討論をいたしたいと思ひます。

ここで私が申し上げるまでもなく、三公社五現業の仕事が、国家公共の立場からいまして非常に大事な企業であるといふことは申し上げるまでもないこととあります。従つて、これらの公共企業体の運営が適正に円滑にいくべく各関係者が特に注意し、留意しなければならぬことも当然であります。

す。ところで、それはどこに私は主眼があるかといふと、私の考えを申し上げますれば、一口に言つて、企業側とその企業で働くところの労働者側との間において心と心との相通するものがあり、かつ意思の疎通が十分に行われることでなければならぬと思ひます。ところが現行法は、制定後しばしば改正されているよりであります。さらに幾多の欠陥があることがわかつたのであります。それで政府の改正原案が出されたのであります。この改正原案全部について質疑を通し、またわれわれもいろいろ検討を加えてみますといふと、これは企業側側とこの労働者側との意思をいかにして十分にはかろうかといふことに非常な改正の趣旨があるように感ずるのであります。一、二の例をあげますれば、団体交渉の方式が改正されてゐる、そして労働組合がその当事者になつた、このことはやがて私はこの運営がうまくいきますれば調停、仲裁の機会も必要なくなるやうなふうを持つていけるのではなからうかと考へられる。また、仲裁裁定の方式の改正にいたしまして、従来よりもさらに迅速に、適正に、効果的に行われるやうに感ぜられるのであります。またこの改正案においては、委員会の整備が行われ、同時に特に私が強調したいことは、各条項非常な全般的に大きな整理が行われている。これはともすれば法律の条文に對しまして解釈上見解の相違が起つたりあるいは誤った解釈を起しやうい、これは法律として避けなければならぬことだと思ひます。が、ことに、この法律の性質から考へて、解釈に見解の相違が起つたり、誤

まりある解釈が起りやすいということ
は特に避けなければならない。それが
今回の各条項による大整理によりまし
て、相当に解釈の見解の相違が防がれ
る、また誤りある解釈を生ぜしめる
点が私は相当に防止されているのでは
ないか、かような感じを持つ次第であ
ります。私はこの政府原案に賛成す
るに当りまして、特に希望したいこと
は、どうかこの団体交渉の結果が円滑
にいくように、そしてやがては団体交
渉の必要もないような私は時期がくる
ことを希望してやまない。それには、
企業側が特にこの公共企業体の本質
にかんがみて、労働者の立場をよく理
解されて、考えられて、そして同じ国
民であり、同じ人間である労働者が安
心して働き、安心して生活ができるよ
うな点について、幾多の施設をなすこ
とについて十分留意せられるべきであ
る。なおまた、労働者側においても、
この企業体の重要性、本質を考えられ
まして、この企業の、特に経営上の実
体について深い理解を持っていただく
ことが必要ではなからうか、こいうい
ふに考えますれば、紛争が起きるこ
とを予期して作る法律でなくして、こ
の法律がやがてたなかの中にしまひ込
まれてしまつて、そうしてもはや最近
この法律も必要がなくなつた、こいう
ような時代に持つていきたいわけであ
ります。それでさうな意味におい
て、私は政府原案に賛成をいたすわけ
であります。賛成でありますから、詳
細にわたつては申し述べません。

も、公共企業体等の職員でない者がこ
の組合に参加してくるというところにつ
いては幾多の弊害を生ずる。従つて、
この点についてはわれわれはどうして
も賛成、納得することができない。ま
た、公益委員の非常勤以外の者が政
党員でもないというところにつきまし
て、これは現在のようない民主政治下
におきましてほとんど大いなる有識者
のことにこいうふうな委員に任命を嘱
申し上げたいような方々は、多くが政
党に所属され、あるいは何らかの政
党のシンパである、これが実体でござ
います。従つてもうこれをやめるとい
うことになりますれば、その題材を選
定をする範囲がきつめて狭まつてく
ることも考えられる。なおまた、政
党員であることが直ちに政治活動で
ないといふことについては、私もさ
ういふ以上には強い希望を持っては
おりません。さういふ趣旨におい
ましてこの修正案の第四の要点につ
いては反対である。また、この委員
会の重要性から考えて、二名程度の
常勤者を置くといふことは、私は仕
事の重要性から考えて当然な政府
原案である。私は修正案に反対
いたします。理由はもちまして、私は
修正案に賛成をいたすものであり
ます。

○田村文吉君 簡単に政府原案に賛成
いたします。修正案に反対の趣旨を
申し述べます。
修正案の趣旨は非常に私どもの気
持がわかるような点が多いのであり
ますが、それらは運用の面において十
分注意してやつてもらふならば、政府
原案でやつていけるのではないか、こ
ういふふうに考えますので、あえて修
正案を作るまでもなく、政府原案に賛
成する次第であります。労使間の紛
争がやまれば階級的の闘争になりま
したり、あるいは政党的の著しい摩擦と
相なつておるようなことは、私非常に
遺憾に考えております。国民の幸福
をいねがひ見地から考えたときに、
政界が変つたからといって、この労使
関係に關する限りにおいては、さう著
しい相違はあるべきでないと思つて
あります。現在の現実はさうい
うものでございまして、まずこ
ういふ法律が一步でも前進して改正されま
して、労使間の紛争をできるだけ平和
に解決するといふことが望ましい点
におきまして、私は公共企業体の関係
法の今度の改正は適當であると思つ
てあります。ただ二点、私は特に
注文をしておきたいと思つてありま
す。その点は、この修正案にもその片
鱗が盛つてあるのではありませんが、
仲裁規定がなされた場合に、これを導
するといふ言葉が、単なる形容詞で
なく、実際にこれが尊重されるよう
にあるべきであるといふことを私は心
からこいねがひするのであります。

もう一つ私は、こいういふ慣行が、ひ
と公共企業体だけでなしに、公益事
業全体に対してもかようなことが考
えられていくべきであるのみならず、
もつと進んでは、今日の企業といふ
ものが単なる私利私益のためにのみ行
われるものでないといふ今日の考え方
から参りまして、私企業といふもの、な
るべく平和裏に問題が解決されるよう
に仲裁の制度をできるだけ拡充する。
これは将来労働裁判所のやうなものを
作つて平和裏にものを解決する、こ
ういふことが今日世界の私は急務であ
ると思つてあります。いたゞらに欧
米の先進国でかやうなことがあつたか
ら、あくまでもそれに従つていくとい
ふような愚かな考え方は、私は取り捨
てて、日本こそ進んで労使間の紛争の
処理は、全国民の幸福、利益のために
平和裏に問題を解決する、こいういふ習
慣を作つていく、こいういふふうに今
後いきたいと考えております意味にお
いて、この公共企業体の関係法律に
は、私は深い関心を持つのであります
ので、その意味におきまして、今後
ともこの意思がますます拡充されんこ
とをこいねがひして、希望いたします。
○久保等君 私は、ただいま議題に
なつております公企労法の改正法律案
につきまして意見を申し上げたいと存
じます。政府提案の一部改正法律
案に對しまして、先ほど平林委員から
いろいろ述べられましたと同趣旨にお
きまして、政府原案に反対をし、平林
委員の提案にかかります修正案に對
しまして賛成をいたすものでありま
す。

政府原案が今回出されました経過を
振り返つてみました場合に、私ども従
来から公共企業体労働関係法を根本
的に改正しなければならぬといふ考
え方を持つておりましたのであります
が、出されて参りました修正案は、若
干その見るべき点もございまして、い
ちども、本質的に私どもが問題にいた
して参ります罷業権との関連性にお
きましては、やはり根本的な解決がなされてお
らないといつたやうな問題も、先ほど
の修正案の中にも、実はそのことに触
れておりますが、さういふ点、私ども
はさういふ点につきまして繰り返して
申し上げることを省略いたします
が、修正案の趣旨をせめてこの改正
に當りまして、根本的な改正を別の機
会に譲るといたしまして、せめて今
回の改正案で実現すべきではなかつた
か、まあさういふ点にございまして、政府原
案には賛成をいたしたのであります。
以上を申し上げまして、平林委員提
案にかかります修正案に賛成をし、政府
原案に對しましての反対の討論といた
します。

○委員長(重盛壽治君) 他に御意見も
ないようですから、討論は終局したも
のと認めることに御異議ございませ
んか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(重盛壽治君) 御異議ないと
認めます。
それでは、公共企業体等労働関係法
の一部を改正する法律案について採決
に入ります。
まず討論中でありました、平林君は
か五名提出の修正案を問題に供しま
す。平林君ほか五名提出の修正案に賛
成の方は挙手を願います。
〔賛成者挙手〕
○委員長(重盛壽治君) 少数でござい
ます。よつて平林君提出の修正案は否
決されました。
次に、原案全部を問題に供します。
原案に賛成の方の挙手を願います。
〔賛成者挙手〕
○委員長(重盛壽治君) 多数でござい
ます。よつて本案は多数をもつて可決
せられました。

なお、本会議における口頭報告の内容、議長に提出する報告書の作成その他の手続等につきましては、委員長に御一任願いたいと思存しますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(重盛壽治君) 御異議ないと認めます。

それから報告書には多数意見者の署名を付することになっておりますから、順次本案を可とされた方は御署名をお願いします。

多数意見者署名

深川タマエ 谷口弥三郎
小澤久太郎 斎藤 昇
神原 亨 雨森 常夫
高野 一夫 横山 フク
田村 文吉 杉原 荒太
寺本 廣作 森田 義衛

○委員長(重盛壽治君) 次に、労働情勢に関する調査の一環として、駐留軍労働者の失業対策の確立及び労働基本権の確立について、お手元に配付いたしました通り、山本委員から決議案の提出がございまして、本決議案を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(重盛壽治君) 御異議ないと認めます。

駐留軍労働者の失業対策及び労働基本権確立に関する決議案を議題といたします。発議者から御説明をお願いします。

○山本経勝君 本委員会におきまして、すでに数回にわたりました駐留軍関係労働者の問題、特に不当労働行為関係の問題、あるいは大量の集団解雇に伴う措置等につきまして審査をお願いして参りました。そこで考えてみます

のに、この駐留軍関係の労働者と申すのは、本来日本の同じ労働者であり、国民であるわけでありますが、いわば非常に気の毒な立場ともいえると思存します。なぜかと申しますと、もしこれらの十五万人に達する現在の駐留軍関係労働者は日本の国内に適當な職場がございましてならば、こういう職場に働きたくないというのが真実の気持だと考えます。そこで悲しいかな、現在の日本は敗戦後再建のおお途上にある実情でございまして、好むと好まぬにかかわらず、多数の失業者が従つてやむを得ずこの駐留軍関係の労働者として生活の道を守つていく、こういう結果になつておるのであります。そこですでに大臣その他当局におかれましていろいろな御配慮願つてきたことは、申すまでもございせん。そこでこまかな内容をいまさら御説明申し上げたり、とやかく申す必要もないかと考えます。

そこで、この問題の困難性と申しますのは、日本人の労働者でありそうして一部を直接日本が直用の形で雇用する場合にも、あるいはまた日本の政府を通じて調達庁によつて労働提供をなさる場合でも、ともあれ使ひ相手は全然国情が違い、慣行が違い、実態を異にする相手方によつて使用されるというところでございまして、しかも言語、風習等についても十分な疎通が行えない、こういう実情にある。特に軍という特殊な立場にあることが、この労働者の諸君が非常に苦しい立場に迫られるゆゑではないかと考えられる。そこで審査の過程でもしばしば申し上げましたように、少くともこのことについては、日本国労働関係諸法が

日本人の労働者として、労働者として、国民としてこれを守るのだという基本的な線は明確なのでございまして、ところが遺憾ながらただいま申し上げますように、立場の相違と申し申すか、あるいは軍という特殊な使ひ主、そういう関係からしばしば解決のきわめて困難なトラブルが起つて参ります。この基本をなすものは、少くとも日本国労働関係諸法によつて守られなければならない日本人労働者の立場、またこれを守ることを要する立場、一方、軍という特殊な関係から保安上の問題としてこれを取り扱つてくる基本的な立場の相違がうかがわれるのでございまして、この点は特に今後の問題として、当局におかれまして、関係諸省庁間における話し合いなり、考え方の統一をはかつていただいて事態の解決とともに、しかも行政協定に基き取りきめも幾多できておりますので、これらに準拠して、すみやかに問題の解決をはかられたい。こういうふうに考えておるわけでございまして。

以上、簡単に理由を申し上げまして、この決議案の案文を讀み上げたいと思存します。

駐留軍労働者の失業対策及び労働基本権確立に関する決議

駐留軍労働者の失業対策の確立及び労働基本権の確立については、従来、しばしば本委員会において審議し、政府に対しその善処を要望して来たところであるが、今日に至るも十分な解決を見ず、今なお各地に紛争頻発し、日米行政協定第十二条及び第十五条に基づく日本国内法の完全適用の期し難い状況にあることは、甚だ遺憾とするところである。

よつて政府は左記事項に関し速かに適切な対策を樹立することを要望する。

1 駐留軍労働者の失業対策を確立すること。

2 駐留軍労働者の労働基本権の確立を期するは勿論、裁判所の判決、労働委員会の決定、命令等の実施については、速やかに政府の意見を統一し、その履行を期すること。

3 政府、駐留軍及び労働者相互の理解を深め、事態の円滑なる処理に資するため三者の緊密な連絡を取り得る措置を講ずること。

右決議する。

昭和三十一年四月十三日

大体以上のような決議案を御提案申し上げます。同僚各委員の御賛同を得て御決定をいただきます、かように考えます。

○委員長(重盛壽治君) 御質疑ございませんか。御質疑もないようでございますから、採決をいたします。

本決議案に賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(重盛壽治君) 全員一致と認めます。よつて駐留軍労働者の失業対策及び労働基本権確立に関する決議案は可決されました。

○國務大臣(倉石忠雄君) ただいま御決議になりました事項につきまして、政府といたしましてはまことにこもつともなことでございまして、従来も努力をいたして参りましたが、今後この御決議の御趣意を尊重いたしまし

て、さらに一段の努力をして、問題の解決に当たりたいと思存します。

○委員長(重盛壽治君) 本日は以上をもつて、社会労働委員会を閉会いたしたいと思存しますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(重盛壽治君) それでは閉会いたします。

午後三時五十四分散会

〔参照〕
公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案に対する修正案
提案者
平林 剛君 大和 亨一君
久保 等君 山本 経勝君
山下 義信君 重盛 壽治君

公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案に対する修正案
公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案の一部を修正する法律案の一部を次のように修正する。

第四条第二項の改正規定中「改める。」を「改め、同条第三項を削る。」に改める。

第五章の改正規定の前に次の改正規定を加える。

第十六条第二項中「十日以内に、事由を附し」を「二十日以内に、同項の協定実施のために必要な予算上又は資金上の措置案を附し」に、「五日」を「十日」に改める。

第五章の改正規定のうち第二十條第一項中「五人」を削り、「三人及び」を「及び」に、「三人をもつて」を「各五人をもつて」に改め、同条第二項及び第三項中「意見をきいて」を「同意を得て」に改め、同条第五

項及び第六項ただし書を削り、同項を第五項とする。

第五章の改正規定のうち第二十三条を次のように改める。

第二十三条 公益委員は、在任中、政党その他の政治団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

第五章の改正規定のうち第二十四条第四項及び第五項を削る。

第五章の改正規定のうち第二十五条の三第二項中「常勤の」を削る。

第六章の改正規定のうち第三十条第四項中「及び第六項本文」を削る。

附則第十六条を第十七項とし、以下順次一項ずつ繰り下げ、第十五項の次に、次の一項を加える。

16 旧法の規定により締結された協定又は旧法の規定に基いてなされた公共企業体等仲裁委員会の裁定であつて、この法律施行の際現に国会に付議されているものについては、この法律施行後もなお改正前の第十六条第二項の規定の例による。

附則第二十四項を次のように改める。

24 特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第十九号の二の次に次の一号を加える。

十九の三 公共企業体等労働委員会
の公益を代表する委員